

令和7年度

第21回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和8年2月10日 (火)  
開会13時35分 閉会14時18分

場 所 教育委員室

令和7年度  
第21回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 議 案

第1号議案 文化財の指定について

(2) 報 告

① 大分県人権教育推進計画（第4次）の改訂について

(3) 協 議

① 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について

② 「大分県スポーツ推進審議会」委員の任命について

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長	山 田 雅 文
委 員（教育長職務代理者）	高 橋 幹 雄
委 員	高 鈴 木 恵 代
委 員	岩 武 茂 代
委 員	岡 田 豊 弘
委 員	藤 田 敦

<b>事務局</b> 理事兼教育次長	大 和 孝 司
教育次長	山 田 誠 司
教育次長	木 村 典 之
教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
人権教育・部落差別解消推進課長	栗 本 寛
文化課長	手 嶋 義 文
体育保健課長	吉 野 賢一郎
教育改革・企画課 総務企画監	和 田 博 幸
教育改革・企画課 課長補佐（総括）	多 嶋 田 智
教育改革・企画課 主査	穴 見 ひとみ
教育改革・企画課 主事	高 田 隼 希

### 2 傍聴人

4 名

## 開会・点呼

(山田教育長)

委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

(山田教育長)

まず、はじめに、2月1日付けで、教育委員に再任されました、鈴木 恵委員から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(鈴木委員)

この度3期目を拝命いたしました、鈴木 恵です。  
今まで8年間、わからないことがたくさんありましたが、皆さんに丁寧に教えていただき、教育行政が少しわかったような気がします。  
より良い現場、そして、新しい先生たちを生み出せるように、これからも尽力してまいります。よろしくお願いいたします。

(山田教育長)

ただ今から令和7年度第21回教育委員会会議を開催します。

## 署名委員指名

(山田教育長)

議事録の署名については、藤田委員にお願いします。

## 会期の決定

(山田教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。  
会議の終了は14時30分を予定していますので、よろしくお願いいたします。

## 議 事

(山田教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっていますが、協議第1号、協議第2号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項た

だし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

協議第1号、協議第2号は非公開といたします。

(山田教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

## 【議 案】

### 第1号議案 文化財の指定について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(山田教育長)

まず、第1号議案「文化財の指定について」文化課長から説明をしてください。

(手嶋文化課長)

第1号議案 文化財の指定について説明します。

お手元の1ページをご覧ください。この度、有形文化財2件を大分県指定文化財に指定したいと考え、提案するものです。資料は、前に並べていますので、後ほどご覧ください。

3ページをご覧ください。1の指定の手続きのとおり、県指定文化財の指定をする際は、「大分県文化財保護条例」の規定により、あらかじめ大分県文化財保護審議会に諮問し、その答申に基づいて教育委員会にて指定等の議決を求めることとなっています。

今年度申請のあった文化財について、大分県文化財保護審議会に諮問したところ、令和7年12月22日の審議会で審議され、去る1月9日に、2件を県指定文化財に指定することが適当との答申をいただきました。今回は、その答申に基づき、指定について審議をいただくものです。

では、4ページ以降の資料に沿って各文化財について説明します。

まず、1の有形文化財絵画の「富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片(外陣北小壁)」です。大分県所有で、県立歴史博物館が保管しています。富貴寺大堂の外陣北側にある長押なげしの上にある小壁に描かれた板絵です。平安時代の板絵として貴重で、指定に値するとの評価をいただきました。なお、指定にあたっては、令和6年2

月に県指定となった富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片が同じく北小壁の壁画であることから、これに追加して、指定することが適当との意見をいただいています。

次に、2の有形文化財考古資料の「四日市遺跡出土<sup>よっかいちいせきしゅつどかいがどき</sup>絵画土器」です。大分県所有で、県立埋蔵文化財センターが保管しています。四日市遺跡は、玖珠町四日市にある弥生時代中期後半を中心とした玖珠盆地における拠点的な集落遺跡です。シカや矢じり状のものをモチーフとして線刻された絵画土器が3点出土しています。具体的な弥生時代の絵画土器は県内では唯一のものであり、弥生文化の様相や稲作農耕儀礼、精神文化を考える上で、重要で学術的に価値の高い資料であることから、指定に値するとの評価をいただきました。

8ページにあるとおり、今回、審議をお願いする有形文化財1件が新規指定、有形文化財1件が追加指定されると、県指定有形文化財は504件となり、県指定等文化財の合計は759件となります。

以上です。よろしく申し上げます。

(文化財鑑賞)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

高坏は祭祀に使われたものですか。

(越智主幹(総括)〔文化課〕)

高坏は食事の盛り付け用の食器です。色を赤色に塗っているので、通常の食器ではなく、祭祀に使われたと考えられます。

(岩武委員)

土器の赤色は何で付けているのですか。土の色ですか。

(越智主幹(総括)〔文化課〕)

高坏の赤色は、赤色の顔料で塗っているので、土そのものの色ではありません。シカと矢じりの描かれた土器の色は土そのものの色です。

(鈴木委員)

富貴寺大堂の壁画にはどのようなものが描かれているのですか。

(手嶋課長)

女性の顔の部分が一番よく残っています。菩薩など仏教に関するものが描かれています。

(山田教育長)

富貴寺大堂壁画中央部分の墨は何ですか。

(越智主幹(総括)〔文化課〕)

後世の落書きと考えられます。

(高橋委員)

これらの文化財はどこに保管するのですか。

(手嶋課長)

きちんとした収蔵庫で保管します。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

## 【報 告】

### ① 大分県人権教育推進計画(第4次)の改訂について

(2課〔教育改革・企画課、人権教育・部落差別解消推進課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第1号「大分県人権教育推進計画(第4次)の改訂について」人権教育・部落差別解消推進課長から説明をしてください。

(栗本人権教育・部落差別解消推進課長)

人権教育・部落差別解消推進課です。9ページをご覧ください。「大分県人権教育推進計画」については、今年度8月の教育委員会で、今年度末に改訂を行うことについて報告しましたが、今般改訂作業が完了したので、本日はその概要について説明します。

まず右側の表紙についてですが、鶴崎工業高校産業デザイン科2年谷本 茜（たにもと あかね）さんのデザインを使用しています。一つ一つの円は違う色や大きさを持ちながら重なり合い、新たな色や形を生む。その重なりを人とのつながりや多様性に重ね、互いに尊重し合うことで豊かな未来が広がる姿を表現し、カラフルな色彩は希望と可能性を表しているとのこと。この谷本さんは今年度の県主催の人権ポスターコンクールでも最優秀賞を受賞しています。

では、本計画の概要について説明します。10ページをご覧ください。

1\_役割をご覧ください。本推進計画の役割として、学校教育と社会教育における人権教育の具体を示すものであること、近年の人権課題や国際的な人権基準の動向を踏まえたものであることを示しています。2\_性格をご覧ください。本推進計画は今回で4次改訂になっており、令和8年から令和12年を見通した計画になります。この改訂については大分県長期総合計画さらに、大分県人権尊重施策基本方針や大分県長期教育計画と連動しているものです。

11ページ2\_項目をご覧ください。左が現行計画の項目、右が改定後の項目案となっています。前回の推進計画をもとに、現在の県の諸計画等の改定に合わせて細分化、連携強化していることについて示しているものです。

12ページをご覧ください。前回の改訂時から、右側2の2「国内の動き」に示す、新たな法律等、2023年「こども基本法」や、同年「LGBT理解増進法」が施行されたことなど、本推進計画はそれらを踏まえたものであることを示しています。

13ページをご覧ください。第1\_人権をめぐる社会の取組の中では、1965年以降、同和教育という形で始まった大分県の人権教育の歴史を整理して示しています。第2章 基本的な考え方の2\_人権をめぐる変化や動向の中では、前回改訂以降の人権をめぐる社会経済情勢の変化や、「ビジネスと人権」等、国際的潮流の動向を示しています。

14ページをご覧ください。第2章 基本的な考え方の中で、県長期総合計画や教育計画にあわせ、本改訂から「めざす姿」を新たに示すこととしました。1つ目が、めざす子供たちや県民の姿、2つ目が、目指す学校や地域の姿となっています。

15ページをご覧ください。こちらは、5\_推進にかかる考え方として、様々な人権侵害や差別には、共通する要因があることを示したものです。例えば、他者を異質な存在、自分とは違うと見なしたり、無関心、自分には関係ないと思ったりすること等です。この共通する要因から、「差別の根っこは同じ」であるとして、この要因を理解することが人権問題を深く考える力の出発点として有効であると示しました。更に大分県の長い人権・同和教育の歴史、そしてそこで培われてきた見方や考え方、多くの学習教材等を踏まえ、「部落差別に関するこれまでの学習を基盤とした総合的な人権教育の推進」を目指し、すべての人権問題について、問題解決の主体者の育成に取り組んでいくこととしています。

16ページをご覧ください。第3章 主な取組の中では学校教育と社会教育における推進体制や取り組み内容を整理しています。

概要については以上です。本推進計画は3月に当課のホームページ上で公開し、すべての市町村および県立学校、社会教育関係団体に対し、周知を進めるよう計画をしています。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

この基本計画において、義務教育や県の高校における道徳教育の中に、以前は人権教育が含まれていたと記憶しています。現在もそのような教育的なカリキュラムは存在しますか。

(栗本人権教育・部落差別解消推進課長)

道徳教育に限らず、道徳教育および人権教育は学校教育全体を通して実施されることになっています。その中で、各教科との関連を示しながら、特設の授業やホームルーム活動（HRA）などを通して人権学習を行うカリキュラムが組み立てられ、各学校でこのカリキュラムが作成されています。

(高橋委員)

私たちの時代は道徳の授業があり、その中で人権教育を学びました。義務教育と高校教育で違いがあるのでしょうか。

(栗本人権教育・部落差別解消推進課長)

まず、道徳教育は学校教育全体を通して行われる点は小・中・高校生すべてにおいて共通です。しかし、小学校と中学校の義務教育課程には道徳の授業時間が設けられています。高校にはありません。小・中学校では道徳教育の一環として人権教育の授業も行われていますが、高校では道徳の授業がないため、中学校での学級活動やHRAの中で人権学習を行うカリキュラムが一般的です。

(高橋委員)

私は地域で人権教育の役員をしていますが、現在、高校でも暴力事件などが多く発生しています。これらを直接関連付けるわけではありませんが、そういった問題を含めた教育が必要だと感じています。これからの人間形成において、差別など様々な問題があるため、どこかでそのようなカリキュラムを設けていただきたいと強く思います。これも人権教育の一部ではないのでしょうか。暴力的な差別や外国人に対する差別など、様々な差別が横行していますので、若い世代に正しい方向性を示し、教えていただきたいと願っています。引き続き検討をお願いします。

(鈴木委員)

目標指標についてですが、令和5年の参考値で既に達成されており、その後、令和7年からの目標となっています。他の目標設定型の計画では、未達成の項目について目標を設定し、達成を目指すのが一般的です。この場合、既に達成されているものを再度目標に掲げているということでしょうか。それでよろしいですか。

(栗本人権教育・部落差別解消推進課長)

こちらは長期計画および本推進計画の中で十分に議論を重ねてきた点です。他の目標案も検討しましたが、この指標を100%完全に定着させるべきだという意見があったため、この指標を継続して設定しています。

(鈴木委員)

わかりました。元の計画では比較的高めの目標設定を行うよう指示されていると伺っています。達成しても上限が増えないと、後の評価が下がるのは良くないと思いますが、最初から低い目標を設定した場合も指摘を受ける可能性があります。この点に関して、定着させるための説明が記載されていると良いと思います。

(岡田委員)

指標名の「体験的参加型人権学習」とは、どのような学習を指すのでしょうか。

(栗本人権教育・部落差別解消推進課長)

現行の学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」が重視されています。これは、子どもたちが自ら考える時間を作り、友人や教師との対話を通して学びを深めていくという考え方です。単に机に座って人権に関する知識を一方向的に教え込むのではなく、自ら主体的に、人との対話や活動を通して人権意識、人権に関する知識や理解を深めながら人権感覚を磨いていく。そのような点が「体験的参加型学習」と呼ばれています。

(藤田委員)

大学の教員養成課程において、人権教育が必ずしも必修科目として含まれていない現状があります。県内の教員養成を行っている大学に対して、今回の審議結果などを周知していただきたいと思います。

(栗本人権教育・部落差別解消推進課長)

担当部局を通じて周知します。

(岩武委員)

現在の目標指標についてですが、これを一つの目標指標とした理由は何でしょうか。人権学習は様々な形で積み重ねて行われると思います。その中で「体験的

参加型人権学習」というのはフィールドワークなども含まれるのでしょうか。

(栗本人権教育・部落差別解消推進課長)

フィールドワークもその一つです。しかし、必ずしもフィールドワークだけに限定されず、教室の中でも体験的な学習は可能です。そのような授業を構築していくことが、学校教育部門の目標の一つとなると考えています。

(岩武委員)

結局、人権学習の目的は人権意識の向上ですよね。実際に参加したという事実を目標指標とした理由は何でしょうか。これに参加すれば、今後、人権意識が定着すると考えたということですか。定着を測るのが難しいから、事実をもって評価しようということでしょうか。

(栗本人権教育・部落差別解消推進課長)

おっしゃる通りです。人権意識をどのように測るかについては、私たちも十分に議論を重ねました。その結果、私たちが取り組んでいることを測るのが最も正確であるという結論に至り、各学校が取り組んでいる努力を指標の中心に据えることとしました。

(高橋委員)

令和5年に参考値として上がっていますが、当時も今回も暴力事件が発生しています。このような授業を受けているにもかかわらず、なぜ現実的にそのような問題が無くならないのか、非常に不思議に感じています。指標や書面で示すよりも、子どもたちに何が届くのかをもう一度考え直していただきたいと思います。

もし実体験をさせるのであれば、「このようなことをされたら、君たちはどう感じるか」「自分がされたら、どのような気持ちになるか」といった、より現実的な話をしてあげるべきです。フィールドワークやワークショップを実施したとしても、本当に理解している子どもは少ないのではないかと感じています。

私は地元でも同様の意見を述べますが、地元は子どもが少ないです。家庭環境も影響していると思います。人権とは本来、そのようなことを言わなくても、誰もが仲良く差別なく暮らせる世の中が最も理想です。しかし、それを理解させるためにはどうすれば良いのか、もう一度考えていただきたいと願っています。そうでなければ、いじめや差別は無くならないのではないのでしょうか。

逆に言うと、「差別だ」と声高に叫ぶ方が、実は差別意識を持っていて、それが一生消えないと覚えることもあります。時には、あえて言わない方が良いのではないかと思うこともあります。政策を考える立場の方からすれば、文章に落とし込むのは難しいでしょうが、実際にそれを理解できない子どもが多いという現実を理解した上で、ぜひ政策を検討していただきたいと思います。

(山田教育長)

確認ですが、これは報告であり、このようなものを作成したということですね。確かに、目標指標のところは、アウトプット指標であってアウトカムではないですね。その意味では、若干課題もありますが、実施面において、この信頼性から考えていきたいと思います。

表紙ですが、11ページを見ると、多様性などが表現されており、非常にすばらしい表紙になったと感じています。子どもたちが人権について考える良い機会になり、とても良かったと思いますが、どのような経緯で公募されたのですか。

(栗本人権教育・部落差別解消推進課長)

私たちは子どもたちの努力を見つけたいと考え、学校を通じて作品を募集しました。その中でいくつかの作品をいただき、もちろん名前などを伏せて、作品のみで選考を行いました。ちなみに、この人権ポスターも同様に、最優秀賞作品がこちらです。左側の下部にある高校生の最優秀賞作品は、何か人権的なメッセージが書かれているポスターです。これは彼女の作品です。同じ生徒が描いたものです。名前を伏せて選考したため、誰が描いたのか分からずに選んだところ、この生徒でした。

(高橋委員)

このポスターを見た時、すぐに多様性を表現していると感じました。

(栗本人権教育・部落解消推進課長)

私も審査員を務めましたが、この作品は圧倒的に優れていました。委員の皆様もおっしゃる通り、やはり100%という指標だけでは成果を測りきれないため、私たちは授業づくりや学校づくりの質を高めていかなければならないと考えています。そのため、指標が100だから全てが良いというわけではなく、細部にわたって指導していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

(山田教育長)

先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かありますか。

(山田教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

## 【協 議】

### ① 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(山田教育長)

それでは、協議第1号「大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について」文化課長から説明してください。

(説 明)

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

### ② 「大分県スポーツ推進審議会」委員の任命について

(2課〔教育改革・企画課、体育保健課〕入室)

(山田教育長)

次に、協議第2号「「大分県スポーツ推進審議会」委員の任命について」体育保健課長から説明してください。

(説 明)

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

(山田教育長)

最後にその他、何かありますか。

(山田教育長)

それでは、これで令和7年度第21回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。